

入院時食事療養費

医療法人有仁会 守山友愛病院

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温で提供しています。

2024年6月1日

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）		令和6年 5月31日以前	令和6年 6月1日以降
70歳未満	1食当たり	標準負担額(1日3食を限度)	
一般（下記いずれにも該当しない者）		460円	490円
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	過去1年間の入院期間が90日以内	210円	230円
	過去1年間の入院期間が90日超	160円	180円
該当なし		100円	110円
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病又は指定難病患者		260円	280円

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）		令和6年 5月31日以前	令和6年 6月1日以降
70歳以上の高齢者	1食当たり	標準負担額(1日3食を限度)	
一般（下記いずれにも該当しない者）		460円	490円
低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	210円	230円
	過去1年間の入院期間が90日超	160円	180円
低所得者Ⅰ（※2）		100円	110円
低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない 指定難病患者		260円	280円

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、高齢福祉年金受給権者